

## 〇つるぎ町住宅リフォーム補助金交付要綱

平成22年9月21日

告示第33号

### (目的)

第1条 この告示は、町内の施工業者を利用して住宅の改修工事を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、つるぎ町補助金交付規則（平成17年規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定め、住宅環境の向上に資するとともに、町内の消費活動、地域経済の活性化及び住宅の流通促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに付属する門若しくは塀、倉庫その他これらに類する施設をいい、建築設備を含むものとする。
- (2) 個人住宅 自己の所有又は自己の居住の用に供する建築物（賃貸住宅を除く。）をいう。
- (3) 併用住宅 建築物に個人住宅部分及び店舗、事務所、賃貸住宅等（以下「非個人住宅」という。）の部分がある建築物をいう。
- (4) 住宅 前2号に掲げる建築物をいう。
- (5) 改修工事 老朽化、災害、その他住宅の機能向上のために行う修繕、補修、模様替え、改造及び設備改善をいう。更に家具転倒防止器具取付工事（以下「取付工事」という。）も対象とする。
- (6) 施工業者 町内に主たる事業所を有する法人又は個人で、改修工事を行う事業者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 町に住民登録を有する者であること。
- (2) 補助金の交付を受けようとする改修工事について、国、県又は町の他の制度による補助金等を受けていない、又は受けようとしていない者であること。
- (3) 町税を滞納していない者であること。

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅は、町内に存する個人住宅又は併用住宅の個人住宅部分とし、改修工事後に自己の居住の用に供するものとする。

(補助対象工事等)

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、施工業者を利用して、第9条第2項の規定による補助金の交付決定後に着手し、当該工事に着手する日の属する年度の末日までに、第13条第1項の規定による工事完了届を提出することができる改修工事で、補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）が30万円以上（取付工事においてはこの限りでない。）のものとする。

2 補助対象経費は、補助対象工事に係る総工事費から、次に掲げる経費を除いて得た額とする。

- (1) 土地の購入に係る経費
- (2) 外構工事に係る経費
- (3) 備品等の購入に係る経費
- (4) 他の制度による補助を受けた経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助対象経費として認められない経費

3 併用住宅に係る改修工事において、屋根、外壁等の個人住宅部分と非個人住宅部分に分けることが困難なものがある場合は、それぞれの床面積により按分し、補助対象経費を算出するものとする。

(補助金の額)

第6条 取付工事以外の補助対象工事に係る補助金の額は、補助対象経費の100分の20に相当する金額（当該金額が20万円を超えるときは、20万円とする。）とする。

この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- 2 取付工事に係る補助金の額は、補助対象経費の全額とし、その額が5,000円を超えるときは、5,000円とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助回数制限)

第7条 前条の規定による補助金の交付を受けたことのある者又は補助金の交付を受けて改修工事を行った建築物については、再度この補助金を受けることができない。

- 2 取付工事においては、他の補助対象工事とは別に補助金の交付を受けることができる。ただし、補助回数制限は前項のとおりとする。

(補助候補者の決定)

第8条 町長は、補助金の交付を受けようとする者を募集期間を定めて募集し、審査のうえ、補助金の交付申請を認める者（以下「補助候補者」という。）を決定するものとする。この場合において、補助金の交付を受けようとする者が多数である場合は、抽選により補助候補者を決定するものとする。

- 2 前項に規定する募集期間は、別に定めるものとする。
- 3 町長は、前項に規定する募集期間終了後、遅滞なく補助候補者を決定し、その旨を当該候補者に通知するものとする。

(補助金の交付申請及び交付決定)

第9条 補助候補者が補助金の交付申請をしようとするときは、住宅リフォーム補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて別に定める日までに町長に提出しなければならない。この場合において、補助候補者が当該別に定める日までに補助金の交付申請を行わないときは、補助候補者であることを辞退したものとみなす。

- (1) 事業計画書
- (2) 住民票
- (3) 固定資産評価証明書
- (4) 工事見積書及び設計図面

(5) 町税納税証明書

(6) 補助対象工事を行う予定箇所の写真

(7) その他町長が特に必要と認める書類等

2 町長は、前項の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査のうえ補助金の交付の可否を決定し、その結果を住宅リフォーム補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

3 町長は、補助金の交付決定について、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

（権利譲渡の禁止）

第10条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（申請事項の変更及び承認）

第11条 補助決定者は、第9条第1項の規定による補助金の交付申請の内容を変更しようとするとき、又は当該申請に係る改修工事を取りやめようとするときは、住宅リフォーム補助金変更申請書（様式第3号）に次に掲げる書類等を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 工事見積書及び設計図面

(3) 補助対象工事を行う予定箇所の写真

(4) その他町長が特に必要と認める書類等

2 町長は、前項の申請内容を審査した結果、既に決定した補助金の額の変更を決定したときは、住宅リフォーム補助金変更決定通知書（様式第4号）により、その旨を補助決定者に通知するものとする。

3 第9条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

（状況報告及び実地調査）

第12条 町長は、必要があるときは、補助対象工事の遂行状況に関し、補助決定者、施

工業者等に報告を求め、又は担当職員に実地調査を行わせることができる。

(工事完了届)

第13条 補助決定者は、補助対象工事が完了したときは、14日以内に工事完了届（様式第5号）に、次に掲げる書類等を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事代金領収書
- (2) 補助対象工事実施後の工事施工箇所の写真
- (3) その他町長が特に必要と認める書類等

2 町長は、前項の規定による工事完了届について必要と認めたときは、補助決定者、施工業者等に報告を求め、又は担当職員に実地調査を行わせることができる。

3 町長は、前項の規定による調査の結果、補助対象工事の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置を講じるよう補助決定者に命ずることができる。

(補助金の請求及び交付)

第14条 補助決定者は、前条の規定による書類等を提出し、町長の審査を受けた後に、住宅リフォーム補助金交付請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の補助金交付請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取り消し)

第15条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助対象工事を承認なく変更し、又は取りやめをしたとき。
- (3) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 前3号に規定するもののほか、この告示及び規則に違反したとき。

(補助金の返還)

第16条 補助決定者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、町長の定める期限内に、当該補助金を返還しなければならない。

ない。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の申請、交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年10月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第13条第1項の規定による工事完了届をしたものに対する第13条第2項及び第3項並びに第14条から第16条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成24年6月25日告示第30号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成25年3月19日告示第5号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月5日告示第1号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月10日告示第15号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月3日告示第4号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月10日告示第7号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。